

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

厚生年金関係

4 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年9月から同年12月23日までの期間及び29年4月から同年11月17日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和30年1月7日から同年1月15日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月から同年12月23日まで  
② 昭和29年4月から同年11月17日まで  
③ 昭和30年1月7日から同年1月15日まで

ねんきん特別便を確認したところ、厚生年金保険の加入期間について漏れていた期間があったので、加入記録の訂正を依頼したところ、17か月の加入記録が訂正された。

しかし、勤務期間の記憶と厚生年金保険の加入期間に相違があるので、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、申立期間③については、既に教員として発令され、公立学校共済組合に加入している期間であることから、厚生年金保険の加入記録が誤りであると思われるので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所（現在は、B事業所）に係る申立期間①について、国の出先機関から提供された連合国軍関係常備使用人登録票及び駐留軍備員身分証明書（発行者：A事業所長）によると、申立人は、昭和27年12月9日にC部隊の事務員として採用され、29年3月3日に部隊の都合により解雇と記録されていることから、申立人は、申立期間のうち、27年9月から同年12月8日までの期間は同事務所に勤務していなかったことが確認できる。

また、申立人の連合国軍関係常備使用人登録票の payNo 欄の番号は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における健康保険整理番号と一致している上、記載されている勤務期間と A 事業所における厚生年金保険の加入期間は、ほぼ一致している。

さらに、D 事業所に係る申立期間②について、同事業所において厚生年金保険の加入記録が有る複数の者に照会したところ、「当時、同事業所では数百人の日本人が勤務しており、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態等を確認することができないほか、申立人は、「同事業所に入社した後に、本採用になったことを先輩から聞いたことを覚えている。」と供述していることから、採用後、一定期間経過後に本採用となったことが推認できる。

加えて、D 事業所において、厚生年金保険の加入記録が有る複数の者は、「勤務期間と厚生年金保険の加入期間は一致していない。」と供述していることから、当時の事業主は、勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入状況について国の出先機関に照会したところ、「申立人に関する当時の関係資料は保管されていない。」との回答を得ているほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、申立人は、D 事業所に係る申立期間③について、同事業所を昭和 29 年 12 月に退職し、教員として発令された同年 12 月 16 日から公立学校共済組合に加入していることから、同事業所における厚生年金保険の加入記録は誤りであると申し立てている。

しかし、E 教育委員会から提供された辞令簿によると、昭和 29 年 12 月 16 日に F 中学校（G 分校）教諭に任命する発令を受けていることが確認できるものの、申立人は、「当時、F 中学の校長から冬休み期間中のため、ゆっくり着任しても良いとの連絡があり、正月は関東で過ごし、冬休み明けに着任した記憶がある。」と供述している上、申立人と同様に本州から同校に赴任した同僚は、「私は、29 年 4 月 1 日に教職員の採用の発令を受け、本州から赴任したが、実際に着任したのは同年 4 月 7 日であった。私と同様に本州から赴任した先生は、発令日には着任していなかったと思う。また、当時の冬休みの終了日は 1 月 18 日前後だったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立人は、申立期間においては着任する前の期間であり、同中学校の教諭として勤務していなかったことが推認できる。

また、申立期間の厚生年金保険の加入状況について国の出先機関に照会し

たところ、「申立人に関する当時の関係資料は保管されていない。」との回答を得ており、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間③における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月から27年12月12日まで  
② 昭和28年2月18日から同年8月4日まで  
③ 昭和30年1月1日から同年7月1日まで  
④ 昭和31年1月30日から同年5月20日まで  
⑤ 昭和31年8月26日から35年8月1日まで  
(船舶所有者・A氏若しくはB社)  
⑥ 昭和36年2月11日から同年3月18日まで  
(C社)  
⑦ 昭和37年5月31日から同年6月30日まで  
(船舶所有者・D氏)

船員保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。

船舶所有者・A氏若しくはB社には昭和25年3月から35年7月まで勤務し、船員保険料が給料から引かれていた。C社及び船舶所有者・D氏については船員手帳に記載があるので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

船舶所有者のA氏若しくはB社に係る申立期間①、②、③、④及び⑤について、オンライン記録によると、申立期間①のうち、昭和25年3月から同年12月20日までの期間、申立期間②のうち、28年5月2日から同年8月4日までの期間、申立期間③、④及び⑤について、両船舶所有者ともに適用事業所にはなっていないほか、申立期間①のうち、25年12月20日から27年12月11日までの期間及び申立期間②のうち、28年2月18日から同年5月19

日までの期間は、申立人の船員手帳では乗船の確認ができない。

また、船舶所有者のA氏及びB社に係る船員保険の被保険者は73人おり、このうち申立人については最も長い25か月の加入記録があるため、加入期間が20か月を超える同僚のうち所在が判明した者に当時の状況を照会したところ、申立人が申立期間に当該事業所に所属していたことは推認できる一方、「当時、同船舶所有者の所有船は複数あり、私も最初は船員保険の適用とならない20トン未満の船に乗った。」との供述も得ている。

さらに、船員保険の加入記録がある船舶所有者の親族は、「申立人は10年近く勤務していたのは間違いない。しかし、船員保険がどのように掛けられていたかは分からず、当時の資料も無いが、漁船は3隻あり、船員保険を掛けなくてもよい小型の船もあった。」と供述していることから、申立人は申立期間において船員保険法の被保険者に該当しない20トン未満の船に乗っていたと考えるのが自然である。

船舶所有者のC社に係る申立期間⑥について、複数の同僚に照会したところ、「E船で申立人とは一緒だったが、期間は不明。」との回答を得ているほか、「申立期間当時、会社から船員保険の加入についての説明は無かった。」、「船員手帳の雇入、雇止の記録と船員保険の加入記録は必ずしも一致していない。」との供述も得ている。

また、C社に照会したところ、「当時の担当者は死亡しており、資料も保存しておらず、当時の状況は不明。」との回答を得ている。

船舶所有者のD氏に係る申立期間⑦について、船員保険被保険者名簿によると、D氏は昭和36年8月1日から37年10月31日に適用事業所となっており、被保険者は63人いるが、整理番号に欠番は無く、申立人が一緒に乗船したという同僚の名前も確認できない。

また、船舶所有者のD氏に係る申立期間における被保険者は12人いるが、すべて死亡しているか所在不明のため、当時の状況を確認することはできない。

さらに、船舶所有者について該当すると思われる漁業協同組合に照会したところ、「船員手帳の住所欄に記載されているE事業所は過去において組合員だったがすでに廃業し、関係者の所在は不明。船舶所有者のD氏については記録が無い。」との回答を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、年金加入期間であったことを確認できない旨の回答を得た。

昭和 42 年 4 月 1 日から A 事業所に臨時職員として勤務し、同年 10 月 1 日に本採用になった。保険料控除の証明となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令の写し及び A 事業所から提出された人事台帳の写しにより、申立人が申立期間において、臨時職員として A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は昭和 46 年 4 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 事業所に照会したところ、「臨時職員は制度上、共済組合には加入できず、現在は厚生年金保険に加入させている。当時の状況は資料を保管していないため不明である。」との回答を得ており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 事業所が適用事業所となった昭和 46 年 4 月 1 日に資格を取得している者のうち、連絡先が判明した二人に照会したところ、いずれも資格取得日以前から臨時職員として勤務しており、「勤務した当初は共済組合にも厚生年金保険にも加入していなかった。」と供述していることから、同役場は、同年 4 月 1 日以前の期間には、臨時職員について厚生年金保険の加入手続を行っていないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 5 月 1 日から同年 8 月 3 日まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。  
昭和 23 年 5 月 1 日に A 社 B 事業所に入社し一貫して C 職として勤務しており、厚生年金保険に加入し保険料を支払っていると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から申立人へ交付された「感謝状」及び複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間において同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同日（昭和 23 年 8 月 3 日）に資格取得した被保険者は 12 人おり、そのうち所在が判明した 6 人に照会したところ、3 人が当該資格取得日より前に入社していたと回答しているほか、回答を得られなかった 3 人のうち 1 人及び所在不明 6 人のうち 1 人の雇用保険記録を調査したところ、いずれも資格取得年月日が厚生年金保険の資格取得日より前の日付となっている。

このことから、申立人のみの加入手続が遅れたとは言い難く、申立期間において、A社B事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、また、特定の日にとまとめて加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和 23 年 5 月 1 日に正社員としての辞令を受けたが、実際の入社は同年 2 月ころだったと思う。その際は、臨時社員として入社した。」と供述していることに加え、申立期間当時に A 社 B 事業所で経理を担

当していた者は、「臨時社員として雇用されている間は厚生年金保険に加入させず、正社員として採用される際に加入させていた。臨時社員は試用期間を経て、正式に採用される仕組みだった。」と述べているところ、申立人と同様に 23 年 5 月 1 日に正社員の辞令を受けたとする同僚（厚生年金保険の資格取得は同年 8 月 3 日）から提供された当該辞令の写しによれば、職名が「見習」となっていることから、採用された職員は一定の試用期間の間に、臨時社員（見習）として採用される辞令が交付されるものの、その後、正社員となった時に厚生年金保険の加入手続がされていたと推測できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。